

山口県報

令和7年
3月31日
(月曜日)

目 次

○規則

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物・リサイクル対策課) ……一

○訓令

山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令(農林水産政策課) ……一

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令(農林水産政策課) ……二

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令(農村整備課) ……二

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令(農林水産政策課) ……二



山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則

山口県循環型社会形成推進条例施行規則(平成十六年山口県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は」を削り、「聴取し」の下に「、又は当該産業廃棄物処理施設等を電

子情報処理組織(排出事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該処理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処

理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(実質的に当該処理業者の処理能力の確認ができる方法に限る。)により調査し」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



山口県訓令第2号

農林水産部

山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

山口県農業協同組合検査規程(昭和三十五年山口県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(検査の方法)

第五条 検査は、実地の検査、書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下同じ。)の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

第八条の見出しを「(検査の立会い)」に改め、同条第一項中「検査は、被検査組合の承諾を得た後」を「現物検査は」に、「立ち合わせた」を「立ち会わせた」に改め、同条第二項中「、前項に規定する者のほか」を削り、「立ち合わせた」を「立ち会わせた」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山口県訓令第3号

農林水産部

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（昭和四十三年山口県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（検査の方法）

第七条 検査は、実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

第十一条第一項中「検査は」を「現物検査は」に、「立ち会わせて行うものとする」を「立ち会わせた上行わなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 検査は、組合の監事を立ち会わせた上行うように努めなければならない。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山口県訓令第四号

農林水産部

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

土地改良区等検査規程（昭和三十九年山口県訓令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（検査の方法）

第六条 検査は、実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

第九条を次のように改める。

（検査の立会い）

第九条 現物検査は、理事その他の責任者一人以上を立ち会わせた上行わなければならない。

2 検査は、監事を立ち会わせた上行うように努めなければならない。

第十三条の見出しを「（検査講評）」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山口県訓令第五号

農林水産部
農林水産事務所
水産振興局

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

水産業協同組合等検査規程（昭和四十三年山口県訓令第九号の二）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（検査の方法）

第六条 検査は、実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

第十一条の見出しを「（検査の立会い）」に改め、同条第一項中「検査は、水産業協同組合等の承諾を得た後」を「現物検査は」に、「立ち会わせて行なわなければならない」を「立ち会わせた上行わなければならない」に改め、同条第二項中「前項に規定する者のほか」を削り、「立ち会わせた上行うよう」を「立ち会わせた上行うよう」に改める。

附 則
この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁